

公安委員会・県警察における  
奈良県個人情報保護条例審査基準

平成 1 8 年 4 月  
奈良県公安委員会・奈良県警察

はじめに

第1 個人情報の開示・不開示に関する基本事項

1 開示・不開示の基本的考え方

2 不開示情報該当性の判断

3 不開示情報

(1) 条例第14条第1号（法令秘情報）に基づき不開示とする情報の基準

(2) 条例第14条第2号（開示請求者以外の個人に関する情報）に基づき不開示とする情報の基準

(3) 条例第14条第3号（法人等に関する情報）に基づき不開示とする情報の基準

(4) 条例第14条第4号（評価等に関する情報）に基づき不開示とする情報の基準

(5) 条例第14条第5号（公共の安全等に関する情報）に基づき不開示とする情報の基準

(6) 条例第14条第6号（審議、検討等に関する情報）に基づき不開示とする情報の基準

(7) 条例第14条第7号（事務又は事業に関する情報）に基づき不開示とする情報の基準

(8) 条例第14条第8号（未成年者及び成年被後見人の個人情報）に基づき不開示とする情報の基準

第2 部分開示（第15条）

第3 個人情報の存否に関する情報についての基準（第17条）

第4 個人情報の訂正に関する基本事項（第26条第1項）

第5 個人情報の訂正義務についての基準（第28条）

第6 個人情報の利用停止に関する基本事項（第34条1項）

第7 個人情報の利用停止義務についての基準（第36条）

第8 適用除外（第51条第3項第1号、第51条第4項）

第9 他の制度との調整（第52条）

# 公安委員会・県警察における奈良県個人情報保護条例審査基準

(平成18年3月31日制定)

## はじめに

本審査基準は、奈良県個人情報保護条例（平成12年奈良県条例第32号。以下「条例」という。）に基づき公安委員会及び警察本部長が行う個人情報の開示決定等に際して、準拠すべき条例の解釈等を具体的に示したものである。

条例に基づく開示等の判断に当たっては、本審査基準により行うこととするが、その運用に当たっては、本審査基準を画一的に適用することなく、個々の請求ごとに個人情報の内容等に即して、かつ、条例の規定の趣旨に沿って、個々具体的に判断する。

## 第1 個人情報の開示・不開示に関する基本事項

### 1 開示・不開示の基本的考え方

開示請求権制度は、個人が、実施機関が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要な制度であることから、県の保有する個人情報は原則開示との考え方に立っている。

しかしながら、一方で、開示請求者以外の個人、法人等の権利利益や、公共安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、本人に対して開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較衡量する必要がある。

このため、条例では、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報としてできる限り明確に定め、この不開示情報が含まれていない限り、開示請求に係る個人情報を開示しなければならないこととしている。

### 2 不開示情報該当性の判断

開示請求に係る個人情報が、不開示情報に該当するかどうかは、条例第14条各号の【趣旨】、【解釈・運用】等を参考に、個別具体的に判断することが必要である。

### 3 不開示情報

#### (1) 条例第14条第1号（法令秘情報）に基づき不開示とする情報の基準

##### 【条例の定め】

法令等の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により開示することができない情報

##### 【趣旨】

本号は、法令等の規定により、開示することができない個人情報は、当然に開示できないものであり、この条例においても不開示となることを改めて規定するとともに、法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により開示することができ

ない個人情報についても、不開示とすることを定めたものである。

### 【解釈・運用】

1 「法令等」とは、法律、政令、府省令その他の命令、条例及びこれらの明示を受けた規則をいう。

なお、内閣府の外局である国家公安委員会が制定する「国家公安委員会規則」は「命令」に該当する。

2 「各大臣その他国の機関」とは、各大臣（国家行政組織法第5条第1項に規定する各省大臣をいう。）のほか、大臣から当該事務に係る権限を与えられた次官、局長、課長等をいう。

3 「開示することができない情報」とは、法令等の規定で明らかに開示することができない旨が定められている情報のほか、法令等の趣旨及び目的から開示することができないと認められる情報を含むものである。

なお、法令等における「開示することができない」旨の規定が本人に対する開示を禁止している趣旨かどうかは明らかでない場合は、当該法令等の趣旨及び目的により判断する必要がある。当該法令等の規定が、第三者に対し個人情報を開示しないことにより、本人の権利利益を保護しようとするものであれば、本人への開示を禁止する趣旨ではないため、本号には該当しないものである。

## (2) 条例第14条第2号（開示請求者以外の個人に関する情報）に基づき不開示とする情報の基準

### 【条例の定め】

開示請求者（第12条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。以下この号、次号及び第22条第1項において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、開示することにより、当該開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの

### 【趣旨】

本号は、開示請求者以外の個人に関する情報であつて、開示することにより、当該開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあるものは、不開示とすることを定めたものである。

### 【解釈・運用】

1 「開示請求者（第12条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。以下この号、

次号及び第22条第1項において同じ。)以外の個人に関する情報」とは、本人による開示請求の場合は、当該本人以外の個人に関する情報を、また、未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示請求の場合は、当該未成年者又は成年被後見人以外の個人に関する情報をいう。

- 2 「事業を営む個人の当該事業に関するものを除く」とは、個人に関する情報であっても、事業を営む個人の当該事業に関する情報は、性質上、本条第3号（法人等に関する情報）で判断するものとし、本号から除外するという趣旨である。

なお、事業を営む個人に関する情報であっても、当該事業とは直接関係のない個人に関する情報は、本号に含まれる。

- 3 「当該開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれ」については、開示請求者と開示請求者以外の個人との関係及び個人情報の内容等を勘案して個別に判断する必要がある。警察職員についても同様であるが、警察職員のうち一定の職にある者については、その職務の特殊性から、当該職員の氏名を開示することにより、当該職員の私生活等に影響を及ぼす可能性が高いものと考えられる。

なお、当該開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがないものとして認められる場合としては、次のような場合が考えられる。

- (1) 当該開示請求者以外の個人に関する情報が何人でも知り得るものである場合
- (2) 開示請求者に対して開示をすることについて、当該開示請求者以外の個人の同意が得られた場合

#### 4 運用の具体例

警察は、凶悪で非合法活動を組織的に行っている組織等を対象として、公共の安全と秩序を維持する活動を行っており、担当者の氏名を開示した場合、警察業務の遂行に支障を及ぼし、さらには、その家族にも危害が及ぶなど私生活等に影響を及ぼすおそれがあるため、警部補又は同相当職以下の職員の氏名については、人事異動の際にも発表していない。

したがって、これら職員の氏名については、個人の権利利益を侵害するおそれがあるものとして本号に該当する。

なお、人事異動の際に氏名を報道発表している警部又は同相当職以上の職員であっても、開示請求の対象となる行政文書に記録されている具体的な職務の内容との関係において、氏名を開示することにより、当該職員等に危害が加えられるおそれがある場合は、本号に該当し、不開示とする。

### (3) 条例第14条第3号（法人等に関する情報）に基づき不開示とする情報の基準

### 【条例の定め】

法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

### 【趣旨】

本号は、法人等及び事業を営む個人の事業活動の自由を保障するため、法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものは、不開示とすることを定めたものである。

### 【解釈・運用】

- 1 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人については、その公共性が高いことから、法人の範囲から除外されており（第2条第5号参照）、これらに係る情報については、本条第7号（事務又は事業に関する情報）等の規定により開示あるいは不開示の判断をするものとする。
- 2 「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするかどうかを問わず、事業内容、事業用資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報をいう。  
なお、当該事業とは直接関係のない個人に関する情報（家族構成等）は、本号には該当せず、本条第2号（開示請求者以外の個人に関する情報）の規定により開示あるいは不開示の判断をするものとする。
- 3 「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を指す。  
「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。  
「その他正当な利益」とは、生産技術・営業・販売上のノウハウ、社会的信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものである。
- 4 本号に該当する情報であるかどうかは、当該情報の内容だけでなく、開示請求者と当該法人等又は事業を営む個人との関係、事業活動における当該情報の位置付け、事業の性格等を総合的に勘案して個別に判断するものとする。
- 5 本号に該当する可能性のある事例としては、次のような場合が考えられる。
  - (1) 製品の製造プロセス等生産技術上のノウハウ、企業の商品売上額、販売効率、取引先名等の経営上又は取引上の秘密に関する情報であって、

開示することにより法人等又は事業を営む個人の公正な競争上の利益が損なわれると認められる場合

- (2) 経営方針、人事、組織、経理等の内部管理に属する情報であって、開示することにより法人等又は事業を営む個人の公正な事業運営が損なわれると認められる場合
- (3) 競争又は内部管理の概念でとらえられない情報であって、開示することにより法人等又は事業を営む個人の名誉、信用、社会的評価、社会活動の自由等が損なわれると認められる場合

#### (4) 条例第14条第4号（評価等に関する情報）に基づき不開示とする情報の基準

##### 【条例の定め】

個人の評価、診断、選考、指導、相談等に関する情報であって、開示することにより、当該評価、診断、選考、指導、相談等の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

##### 【趣旨】

本号は、開示することにより、個人の評価、診断、選考、指導、相談等の過程やそれらの基準を知らせることになり、当該評価、診断等の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるときは、不開示とすることを定めたものである。

##### 【解釈・運用】

- 1 「評価、診断、選考、指導、相談等」とは、列举した以外にこれらに類するものを含む。また、実施機関が行う評価、診断等のほか、国等の機関や民間の法人等が行うものも含まれる。
  - (1) 「評価」とは、学業成績、勤労状況、功績など、個人の能力、性格、適性等について、その内容を見定めることをいう。
  - (2) 「診断」とは、疾病や健康状態等について、病院、診療所等において専門的見地から診察、検査、治療等を行うことをいう。
  - (3) 「選考」とは、個人の知識、能力、資質等の調査などに基づき、特定の職業、地位等に就く適任者の選定を行うことをいう。
  - (4) 「指導」とは、個人の学力、能力、技術等の向上、健康状態又は生活状態の改善のために行った教育や指示をいう。
  - (5) 「相談」とは、生活、健康等に関して照会を受け、それに対して行った対処方法、回答等をいう。
  - (6) 「等」とは、例えば推薦をいう。
- 2 「当該評価、診断、選考、指導、相談等の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、次のような情報をいう。
  - (1) 開示することにより、今後の本人に対する評価、診断等の事務又は事

業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報

- (2) 開示することにより、今後の本人に対する評価、診断等の事務又は事業に影響はないが、今後の反復継続して行われる本人以外の者に対する評価、診断等の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報
- (3) 開示することにより、評価、診断等の事務又は事業を実施する目的が失われるおそれがある情報
- (4) その他開示することにより、当該評価、診断等の事務又は事業並びに将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報

**(5) 条例第14条第5号（公共の安全等に関する情報）に基づき不開示とする情報の基準**

**【条例の定め】**

開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

**【趣旨】**

本号は、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報は、不開示とすることを定めたものである。

**【解釈・運用】**

- 1 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示である。
- 2 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。  
なお、県民等の防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、開示しても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、本号に該当しない。
- 3 「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。
- 4 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。犯罪捜査の権限を有する者は、刑事訴訟法によれば、検察官、検察事務官及び司法警察職員であり、司法警察職員には、一般司法警察職員と特別司法警察職員とがある。



5 「公訴の維持」とは、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為を公訴の提起というが、この提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を指す。

6 「刑の執行」とは、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法第2章に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、開示することにより保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号に該当する。

7 「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法以外の特別法により、臨検・捜索・差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体(無差別大量殺人行為を行った団体を含む。)の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に含まれる。

また、開示することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、本号に含まれる。

一方、風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、開示しても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生ずるおそれのない行政警察活動に関する情報については、本号ではなく、第7号の事務又は事業に関する不開示情報の規定により開示・不開示が判断されることになる。

8 「…おそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」とは、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、司法審査の場においては、裁判所が、本号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか(「相当の理由」があるか)否かについて審理・判断することになる。

## 9 運用の具体例

- (1) 県警察の保有する情報の中で本号に該当すると思われる代表的な類型は、次のとおりである。

- ア 現に捜査(暴力団員による不当な行為の防止等犯罪の予防・捜査に密接に関連する活動を含む。)中の事件に関する情報で、開示することにより当該捜査に支障を及ぼすおそれがあるもの
- イ 公共安全と秩序を侵害する行為を行うおそれがある団体等に対する情報収集活動に関する情報で開示することにより当該活動に支障を生じるおそれがあるもの
- ウ 開示することにより、犯罪の被害者、捜査の参考人又は情報提供者等が特定され、その結果これらの人々の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがある情報
- エ 捜査の手法、技術、体制、方針等に関する情報で、開示することにより将来の捜査に支障を生じ、又は将来の犯行を容易にするおそれのあるもの
- オ 犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術、体制、方針等に関する情報で、開示することにより将来の犯行を容易にし、又は犯罪の鎮圧を困難ならしめるおそれがあるもの
- カ 犯罪行為の手口、技術等に関する情報であって、開示することにより当該手口、技術等を模倣するなど将来の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれのあるもの
- キ 犯罪行為の対象となるおそれのある人、施設、システム等の行動予定、所在地、警備・保安体制、構造等に関する情報であって、開示することにより当該人、施設、システム等に対する犯罪行為を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれのあるもの
- ク 被疑者・被告人の留置・勾留に関する情報であって、開示することにより被留置者の逃亡等留置・勾留業務に支障を及ぼすおそれのあるもの

- (2) 行政法規違反の捜査等に関する情報

風俗営業等の許認可、交通の規制、運転免許証の発給等の、一般に開示しても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政活動に係る情報は、上記7のとおり本号の対象にならないが、これらの行政法規に係る業務に関する情報がおおよそ本号の対象から除外されるものではなく、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)違反事件や道路交通法(昭和35年法律第105号)違反事件等の行政法規違反の犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがある情報や、これらの犯罪を容易にするおそれがある情報であれば、本号の対象となる。

- (6) **条例第14条第6号(審議、検討等に関する情報)に基づき不開示とする情報の基準**

└─ **【条例の定め】** ─┬──────────────────────────────────┘

県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれその他当該審議、検討又は協議に支障を及ぼすおそれがあるもの

## 【趣旨】

本号は、県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討等に関する情報で、開示することにより、当該審議、検討等に支障を及ぼすおそれのあるものは、不開示とすることを定めたものである。

## 【解釈・運用】

- 1 「県の機関」とは、県のすべての機関をいい、実施機関であるなしを問わない。県の執行機関、議会及びそれらの補助機関のほか、執行機関の附属機関も含まれる。
- 2 「内部又は相互間」とは、県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人について、それぞれの機関の内部又は他の機関との相互間の意味である。
- 3 「審議、検討又は協議に関する情報」とは、県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の事務又は事業について、意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程において行われる、審議会等における審議や検討、行政内部の政策等の検討や協議、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せなど、様々な審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。
- 4 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」については、開示することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護法益としたものである。具体的には次のような情報をいう。
  - (1) 最終的な意思決定までの一段階にある情報であって、開示することにより、開示を受けた者に無用の誤解を与え、又は無用の混乱を招くおそれがあるもの
  - (2) 審議、検討又は協議のために収集、取得した資料等であって、開示することにより、それ以降における行政内部の審議等に必要な資料等を得ることが困難になるおそれがあるもの

(3) 審議、検討等が終了し、意思決定が行われた後であっても、開示することにより、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあるもの

5 その他開示することにより、開示を受けた者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものなど、当該審議、検討又は協議並びに将来の同種の審議、検討又は協議に支障を及ぼすおそれがあるものについても、「その他当該審議、検討又は協議に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する。

6 本号に該当する可能性のある事例としては、次のような場合が考えられる。

(1) 被表彰者等の選考に関する情報について開示請求があった場合

(2) 警察署協議会委員の選考に関する情報について開示請求があった場合

(3) 交通規制の開発に係る事前協議に関する情報について開示請求があった場合

## (7) 条例第14条第7号（事務又は事業に関する情報）に基づき不開示とする情報の基準

### 【条例の定め】

県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

### 【趣旨】

本号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報で、開示することにより、当該事務又は事業

の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものは、不開示とすることを定めたものである。

## 【解釈・運用】

- 1 「次に掲げるおそれ」としてアからエまでに掲げたものは、県の機関等に共通的にみられる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、開示することにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものであり、当該事務又は事業における開示することによる支障は、これらに限定されるものではない。

また、同種のもので反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについても、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する。

「当該事務又は事務の性質上」とは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨である。

「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるかどうかについては、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要があるが、また、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」といえるものであることが求められる。

- 2 監査、検査、取締り又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ（ア）

- (1) 「監査」とは、主として、監察的見地から、事務又は事業の執行及び財産の状況の正否を調べることをいう。

「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。

「租税」には、国税、地方税がある。

「賦課」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいう。

「徴収」とは、国又は地方公共団体が、租税その他の収入金を取ることをいう。

- (2) 監査等の事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて

評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。

これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報のように、事前に開示すると、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反には至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。また、事後であっても、例えば、監査内容等の詳細についてこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」に該当し得ると考えられる。

3 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ（イ）

(1) 「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。

「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。

「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立てその他の法令に基づく不服申立てがある。

(2) 国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が一方の当事者となる上記の契約等においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要がある、当事者としての利益を保護する必要がある。

これらの契約等に関する情報の中には、例えば、用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額での契約が困難になり、財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報については、「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」があるものに該当し、不開示とするものである。

4 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ（ウ）

県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う調査研究（ある事柄を調べ、真理を探究すること）の成果については、社会、県民等にあまねく還元することが原則であるが、成果

を上げるためには、従事する職員が、その発想、創意工夫等を最大限に発揮できるようにすることも重要である。

調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、

- ① 知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く県民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれのあるもの
- ② 試行錯誤の段階の情報で、開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの

があり、このような情報については、「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」があるものに該当し、不開示とするものである。

- 5 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ(エ)

国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業については、企業経営という事業の性質上、本条第3号の法人等に関する情報と同様な考え方で、その正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがあるものについては、「国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」があるものに該当し、不開示とするものである。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要があり、その開示の範囲は本条第3号の法人等とでは当然異なり、国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関する情報の不開示の範囲は、より狭いものとなる場合があり得る。

- 6 運用の具体例

県警察において、本号に該当するものとしては次に掲げるものが考えられる。

(検定の実施基準)

警備業法の規定に基づく警備員等の検定や銃砲刀剣類所持等取締法の規定に基づく技能検定等の実施基準のうち、採点の基準及びその内容に関する情報であって、開示することにより、検定事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に該当し、不開示とする。

- (8) 条例第14条第8号(未成年者及び成年被後見人の個人情報)に基づき不開示とす

## る情報の基準

### 【条例の定め】

未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示請求がなされた場合において、開示することが当該未成年者又は成年被後見人の利益に反すると認められる情報

### 【趣旨】

本号は、第12条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、未成年者又は成年被後見人本人に代わって未成年者又は成年被後見人の個人情報の開示請求をすることができるものではあるが、当該法定代理人に開示することが未成年者又は成年被後見人本人の利益に反すると認められる場合には、不開示とすることを定めたものである。

### 【解釈・運用】

- 1 「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」とは、年齢が満20歳に達しない者又は民法第7条の規定により後見開始の審判を受けた者の法定代理人をいい、親権者若しくは未成年後見人又は成年後見人をいう。
- 2 「当該未成年者又は成年被後見人の利益に反すると認められる」ときとは、法定代理人と当該未成年者又は成年被後見人の利益が相反している場合や当該未成年者の意思に反する開示をすることとなる場合をいい、開示請求のあった個人情報の内容や開示についての未成年者の意思等を勘案して個別に判断する必要がある。
- 3 本号に該当する可能性のある事例としては、次のような場合が考えられる。
  - (1) 未成年者又は成年被後見人が法定代理人から虐待を受けている場合
  - (2) 法定代理人が未成年者又は成年被後見人に対する権利侵害について刑事上の責任を問われている場合
  - (3) 未成年者が法定代理人への開示を望まない旨の意思を表示した場合であって、当該未成年者の利益に反すると認められるとき
  - (4) その他未成年者又は成年被後見人と法定代理人の利益が相反することが客観的に明らかな場合

## 第2 部分開示（第15条）

### 【条例の定め】

実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。



## 【趣旨】

本条は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、不開示情報に該当する部分とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができるときは、当該個人情報の全体を不開示とするのではなく、不開示情報の部分を除いて、請求のあった個人情報を開示しなければならないことを定めたものである。

## 【解釈・運用】

- 1 開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合、本条の規定により、実施機関は、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならないことになる。
- 2 部分開示を行わなければならないのは、「容易に区分して除くことができる」とあり、当該個人情報のどの部分が不開示情報に該当するかという区別が困難な場合や、区別は容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合は、部分開示の義務はないことになる。

「区分」とは、不開示情報に該当する部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、不開示情報に該当する部分を、当該部分の内容が分からないように被覆、切り抜きを行うなど、加工することにより、情報の内容を消滅させることをいう。

## 第3 個人情報の存否に関する情報についての基準（第17条）

### 【条例の定め】

開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

## 【趣旨】

本条は、開示請求に対して、一定の場合には、個人情報の存否自体を明らかにしないで、開示請求を拒否することができることを定めたものである。

## 【解釈・運用】

- 1 開示請求に対しては、当該開示請求に係る個人情報の存否を明らかにした上で、存在している場合は開示又は不開示の決定をし、存在しない場合は存在しない旨の決定をすることが原則である。本条は、その例外として、個人情報が存在するしないにかかわらず、開示請求された個人情報の存否

について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合には、開示請求を拒否することができることを定めたものである。

- 2 本条は、開示請求に対する応答の例外的な取扱いを定めたものであり、本条の規定を適用するに当たっては、その妥当性を適切に判断する必要がある。

また、本条により開示請求を拒否するときは、開示をしない旨の決定を行うこととなり、条例第18条第3項の規定により、請求者に対して理由を提示しなければならないが、個別具体的な理由の付記の程度については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった個人情報の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるかをできる限り具体的に提示する必要がある。

また、存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり、例えば、個人情報が存在しない場合に不存在と答えて、個人情報が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否することのないよう留意しなければならない。

- 3 本条に該当する可能性のある事例としては、次のような場合が考えられる。

- (1) ドメスティック・バイオレンス被害に係る相談記録

加害者からの開示請求に対して不開示決定をしても、被害者が実施機関に相談していたことが判明してしまうような場合

- (2) 表彰の候補者に関する一覧表

候補者からの開示請求に対して、審議、検討に関する情報として不開示決定をしても、表彰候補であることが判明してしまうような場合

#### 第4 個人情報の訂正に関する基本事項（第26条第1項）

##### 【条例の定め】

何人も、自己を個人情報の本人とする個人情報（開示決定に基づき開示を受けたもの及び第24条第3項の規定により開示を受けたものに限る。第34条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該個人情報を保有する実施機関に対し、当該個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。

##### 【趣旨】

本項は、実施機関から開示を受けた自己情報の内容が事実でないと思料する場合は、何人に対しても、その訂正を請求することを権利として認めるこ

とを定めたものである。

## 【解釈・運用】

1 本項は、実施機関から開示を受けた自己情報の内容が事実でない場合に、その訂正請求をすることができることを定めたものである。

2 「自己を個人情報の本人とする個人情報（開示決定に基づき開示を受けたもの及び第24条第3項の規定により開示を受けたものに限る。）」とは、訂正請求の対象となる個人情報は、実施機関が行った開示決定に基づき開示を受けた自己情報及び第24条第3項の規定により開示を受けた自己情報に限られるという趣旨である。したがって、この条例に基づかない何らかの方法で実施機関が保有する自己に関する個人情報の内容が事実でないことを知った場合であっても、そのことをもって本項の規定による訂正請求をすることができず、改めてこの条例の規定に基づき開示を受けることが必要となる。ただし、第52条第2項の規定により開示を受けたものとみなされる場合には、開示決定に基づく開示又は第24条第3項の規定による開示を受けることなく訂正請求をすることができる。

なお、法定代理人が開示を受けた場合であっても、当該個人情報の本人は訂正請求をすることができるものとする。

3 「内容が事実でない」とは、氏名、住所、年齢、学歴、資格等の客観的な正誤の判定になじむ事項について、個人情報取扱事務の目的や内容、当該個人情報の性質や内容等からみて、事実とされるべき個人情報と実際に記録されている情報とが合致していないことをいう。

したがって、個人に対する評価、判断等の客観的な正誤の判定になじまない事項について、その評価、判断等が適当でない、不当であるという場合は、訂正請求の対象とはならない。

また、過去の一定の時点で収集した個人情報の内容が、現在では古くて正確でない場合であっても、その時点における資料として使用している限り、事実合致しているといえる。

4 「訂正（追加又は削除を含む）」とは、事実合致していない個人情報を事実合致させることをいう。訂正には事実合致していない個人情報の内容を事実合致する内容に直すことのほか、不完全な個人情報の内容に不足している内容を加えること及び事実合致していない個人情報の内容を削ることを含むものではあるが、より正確で詳細な内容とするために追記したり、付記することを含むものではない。

5 この条例における個人情報の訂正請求に関する規定は、訂正請求に関する

る一般的な定めであり、個々の個人情報取扱事務の実施に当たり、種々の根拠、理由、方法等により行われる個人情報の訂正を制限し、又は禁止するものではない。

むしろ、実施機関は、第8条第1項の規定により、個人情報取扱事務の目的の達成に必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならないことから、個々の個人情報取扱事務の実施に当たって、個人情報の内容が事実でないことを発見した場合は、本項の規定に基づく訂正請求の有無にかかわらず、自主的に訂正をするよう努めなければならない。

## 第5 個人情報の訂正義務についての基準（第28条）

### 【条例の定め】

実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る個人情報の訂正をしなければならない。ただし、法令等の規定により訂正をすることができないとき、実施機関に訂正をする権限がないとき、その他訂正をしないことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

### 【趣旨】

本条は、訂正請求に対する実施機関の訂正義務を明らかにするものであり、訂正請求に理由があると認めるときは、実施機関は、当該個人情報の訂正をしなければならないことを定めたものである。

### 【解釈・運用】

- 1 「訂正請求に理由がある」とは、実施機関による調査等の結果、請求どおり個人情報事実でないことが判明したときをいう。
- 2 「法令等の規定により訂正をすることができないとき」とは、法令等の規定で明らかに訂正をすることができない旨が定められているときのほか、法令等の趣旨及び目的から訂正をすることができないと認められるときを含むものである。  
なお、「法令等」とは、第14条第1号の【解釈・運用】における「法令等」と同義である。
- 3 「実施機関に訂正をする権限がないとき」とは、例えば市町村長が発行した証明書、謄本などのように、実施機関以外のものが自らの権限と責任で作成し、実施機関に提出した書類等に記載されているときのように、実施機関に訂正をする権限がないときをいう。

- 4 「その他訂正をしないことについて正当な理由があるとき」とは、訂正することにより実施機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるなど、実施機関が訂正をしないことについて合理的な理由があるときをいう。

## 第6 個人情報利用停止に関する基本事項（第34条第1項）

### 【条例の定め】

何人も、自己を個人情報の本人とする個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

- (1) 第5条第1項から第3項までの規定に違反して収集されたものであるとき、又は第6条第1項若しくは第2項の規定に違反して利用されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第6条第1項から第3項までの規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

### 【趣旨】

本項は、実施機関から開示を受けた自己情報について、収集の制限、利用及び提供の制限に違反して取り扱われていると思料するときは、何人に対しても、当該個人情報について利用停止を請求することを権利として認めることを定めたものである。

### 【解釈・運用】

- 1 本項は、実施機関から開示を受けた自己情報が不適正に取り扱われている場合に、その利用停止請求をすることができることを定めたものである。
- 2 「自己を個人情報の本人とする個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは」とは、利用停止請求の対象となる個人情報は、訂正請求と同様に、実施機関が行った開示決定に基づき開示を受けた自己情報及び第24条第3項の規定により開示を受けた自己情報が次のいずれかに該当すると認められるときに限られるという趣旨である。
  - (1) 第5条第1項から第3項までの規定に違反して収集されたものであるとき
  - (2) 第6条第1項若しくは第2項の規定に違反して利用されているとき
  - (3) 第6条第1項から第3項までの規定に違反して提供されているとき

- 1 本号は、個人情報「第5条第1項から第3項までの規定に違反して収集されたものであるとき」又は「第6条第1項若しくは第2項の規定に違反して利用されているとき」に、当該個人情報の利用の停止又は消去を求めることができることを明らかにしたものである。
- 2 「利用の停止」とは、利用の全面的な停止だけでなく、一部停止を含む。また、「消去」とは、当該個人情報の全部又は一部を記録媒体から消し去ることをいう。個人情報を匿名化することもこれに含まれる。

## 第2号関係

- 1 本号は、個人情報「第6条第1項から第3項までの規定に違反して提供されているとき」に、当該個人情報の提供の停止を求めることができることを明らかにしたものである。
- 2 「提供の停止」とは、爾後の提供行為を停止することをいう。  
なお、本号は、すでに提供した個人情報の回収についてまで求めるものではない。しかし、違法な提供があったことにかんがみ、提供先と連携をとりつつ、個人の権利利益侵害の拡大防止のため、適切な措置を講ずる必要がある。

## 第7 個人情報の利用停止義務についての基準（第36条）

### 【条例の定め】

実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報を取り扱う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

### 【趣旨】

本条は、利用停止請求に対する実施機関の利用停止義務を明らかにするものであり、利用停止請求に理由があると認めるときは、実施機関は、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該個人情報の利用停止をしなければならないことを定めたものである。

### 【解釈・運用】

- 1 「利用停止請求に理由がある」とは、第34条第1項第1号又は第2号に

該当する違反の事実があると実施機関が認めるときである。その判断は当該実施機関の所掌事務、個人情報の収集の目的及びこの条例の趣旨を勘案して、事実を基に客観的に行われる必要がある。

- 2 「個人情報の適正な取扱いを確保する」とは、第34条第1項第1号又は第2号に該当する違反状態を是正する意味である。
- 3 「必要な限度」とは、例えば、利用停止請求に係る個人情報について、そのすべての利用が違反していればすべての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行う必要があるということである。  
また、例えば、収集の目的以外の目的での利用を理由として、本人から個人情報の消去を求められた場合には、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該収集の目的以外の目的での利用を停止すれば足りる。この場合、当該個人情報を消去するまでの必要はなく、仮に消去してしまうと、本来の目的内での利用も不可能となり、適当でない。
- 4 利用停止請求に理由があることが判明した場合であっても、利用停止を行うことにより保護される本人の権利利益と損なわれる公共の利益との比較衡量を行った結果、後者が優るような場合にまで利用停止を行う義務を課すことは、公共の利益の観点からみて適当でない。このため、「当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報を取り扱う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき」は、利用停止をする義務を負わないこととしたものである。

## 第8 適用除外（第51条第3項第1号、第51条第4項）

### 【条例の定め】

（第51条第3項第1号）

第2節から前節までの規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 刑事訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報
- (2) 漁業法（昭和24年法律第267号）第50条第1項に規定する免許漁業原簿に記録されている個人情報

（第51条第4項）

第2節から前節までの規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。

## 【趣旨】

本条は、第2章第2節から第5節までの規定を適用しない個人情報について定めたものである。

## 【解釈・運用】

### 第3項関係

本項は、刑事訴訟に関する書類等に記録されている個人情報及び免許漁業原簿に記録されている個人情報については、開示、訂正及び利用停止の取扱いが当該制度内で体系的に整備されており、当該制度にゆだねることが適当であることから、第2章第2節から第5節までの規定を適用しないこととしたものである。

### 第1号関係

- 1 本号は、刑事訴訟法に基づく訴訟に関する書類等については、一般的な行政文書と異なり、司法部門における独自の完結した体系的な制度の下にあり、例えば、公判調書の記載の正確性につき、検察官、被告人又は弁護人は、裁判所に異議を申し立てることができる制度が設けられているなど、訴訟に関する書類等に記録された個人情報の取扱いについては、司法機関である裁判所の適正な関与の下になされるものであることから、第2章第2節から第5節までの規定を適用しないこととしたものである。
- 2 「刑事訴訟に関する書類」とは、被疑事件又は被告事件に関して作成し、又は取得された書類をいい、訴訟記録、不起訴記録、公判不提出記録等を含む。例えば、裁判所が作成する判決書や公判調書、検察官が作成する起訴状や不起訴裁定書、冒頭陳述書、供述調書や捜査報告書等の証拠書類のほか、告訴状、不起訴処分通知書、弁護人選任届等の手続関係書類が含まれる。

### 第4項関係

- 1 刑事事件に係る裁判や刑の執行等に係る個人情報を第2節から前節までの規定を適用除外としたのは、これらの個人情報は、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報を含んでおり、開示請求等の対象とすると、前科等が明らかになる危険性があるなど、逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で留置場や監獄に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるからである。例えば、雇用主が、採用予定者の前科の有無やその内容をチェックする目的で、採用予定者本人に開示請求させる場合などが想定される。



- 2 少年の保護事件に係る裁判や保護処分の執行等に係る個人情報、少年の前歴を示す情報を含んでおり、成人の前科前歴情報と同様に開示の適用除外とする必要性が高いことから、適用除外として明記している。
- 3 「更生緊急保護」とは、犯罪者予防更生法第48条の2第1項に基づき、同法同項各号に掲げる者が刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後、親族、縁故者等からの援助若しくは公共の衛生福祉その他の施設からの保護を受けられない場合、又はこれらの援助や保護だけでは更生できないと認められる場合に、本人の申出に基づき、国の責任によって応急的に行う宿泊所の供与等の保護措置をいう。更生緊急保護の対象者の範囲は前科を有する者等に限定されており、更生緊急保護に係る個人情報は、前科等が明らかになるものであることから、適用除外としたものである。
- 4 「恩赦」は、行政権の作用により裁判の内容を変更し、その効力を変更し若しくは消滅させ、又は国家刑罰権を消滅させるものであり、このため、本人の前科等に関する情報を当然含んでいる（恩赦には、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権がある。）。
- 恩赦の対象者の範囲は前歴を有する者等に限定されており、「恩赦に係る個人情報」は、前科等が明らかになるものであることから、適用除外としたものである。
- 5 なお、刑の執行等に係る個人情報については、刑事訴訟に関する書類に記録されているものも一部あるが、それ以外の行政文書にも記載されているため、本項において適用除外とする旨明記したものである。また、刑の執行等に係る個人情報の中には、刑の執行等を受けた者以外の個人情報も含まれ得るが、本項の趣旨を踏まえれば、適用除外とする範囲は、「当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る」ことが適当である。

## 第9 他の制度との調整（第52条）

### 【条例の定め】

法令又は他の条例（奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号）を除く。以下この項において同じ。）の規定により自己を個人情報の本人とする個人情報について開示を受け、又は訂正若しくは利用停止を求めることができるときは、当該法令又は他の条例の定めるところによる。

- 2 法令又は他の条例の定めるところにより実施機関が保有する自己を個人情報の本人とする個人情報について開示を受けた場合においては、当該個人情報を、開示決定に基づく開示又は第24条第3項の規定による開示を受けた自己を個人情報の本人とする個人情報とみなして、第26条第1項の規定を適用

する。

## 【趣旨】

本条は、法令又は他の条例（以下「他の法令等」という。）の規定により自己情報の開示、訂正又は利用停止を求めることができる場合におけるこの条例との調整について定めたものである。

## 【解釈・運用】

### 第1項関係

- 1 本項は、他の法令等で自己情報の開示、訂正又は利用停止の手続が規定されている場合におけるこの条例と当該他の法令等との適用関係について定めたものである。
- 2 「奈良県情報公開条例を除く」とは、自己情報が記録されている行政文書については、請求者の選択に応じて情報公開条例とこの条例のいずれの制度でも開示請求をすることができることとしたものである。
- 3 「自己を個人情報の本人とする個人情報について開示を受け」とは、他の法令等に閲覧や縦覧制度がある場合や、謄本、抄本その他の写しの交付を受けることができる場合など、自己情報について知り得ることができる場合をいう。  
例えば、自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）の規定により、自動車安全運転センターが、経歴証明業務、交通事故証明業務として本人の求めに応じて交付している書面に記載されている個人情報については、これと同一の方法による開示は行わない。
- 4 「訂正若しくは利用停止を求めることができる」とは、他の法令等に個人情報の訂正又は利用停止の手続を定めた規定がある場合をいう。
- 5 他の法令等の規定に基づき自己情報の開示、訂正又は利用停止を行うことができる場合であっても、当該他の法令等が直接明確には規定していない請求の場合、例えば、他の法令等が閲覧等の手続についてのみ定めている場合において、写しの交付の請求があった場合、他の法令等が開示の期間を限定している場合において、当該期間外に開示の請求があった場合等は、この条例が適用されることとなる。  
ただし、この場合でも、当該他の法令等の趣旨を十分踏まえて、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等を行うものとする。

## 第2項関係

本項は、他の法令等により自己情報の開示を受けた場合には、この条例による開示を受けたものとみなして、訂正請求及び利用停止請求をすることができることを定めたものである。